



平成 22 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 メ デ カ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 名	代 表 取 締 役 社 長 小 山 康 文 (J A S D A Q ・ コ ー ド 9 7 0 7)
問 い 合 わ せ 先	管 理 本 部 長 小 野 吉 広 執 行 役 員
電 話 番 号	0 4 8 (6 3 1) 0 0 1 0

当社大規模買付ルール（買収防衛策）の継続について

平成 19 年 8 月 30 日開催の第 32 回定時株主総会においてご承認いただきました当社大規模買付ルール（買収防衛策）が、平成 22 年 8 月 24 日開催予定の第 35 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間満了を迎えることから、その後の情勢変化、法令等の改正を踏まえ、継続の是非も含めそのあり方について検討を重ねてまいりました。その結果、平成 22 年 7 月 14 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現在の大規模買付ルールを継続することを決定いたしました。なお、本ルールの継続につきましては、当社監査役及び特別委員会委員の全員から同意を得ております。

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

当社グループは、「私たちは、高齢者社会で果たす役割の重大性を自覚し、明るく元気ですこやかなヒューマンライフを支えます。」という基本理念のもと、急激な高齢化社会を迎えつつあるこの日本の中であって、国の福祉を支える一翼を担っているという大きな使命感を持って介護事業運営に取り組んでおります。特に今期の目標はコンペティションに挑む 4 つのチャレンジ、「新組織の構築と機能向上」「教育研修システムの強化」「現地現場主義の更なる躍進と支社を中心とした活動の展開」「法令遵守と適正運営の徹底」の 4 点を目標に掲げ、日々の実行を通じて企業価値の向上に努めております。

一方、わが国の経済状況は、一部に明るい兆しが見えつつも依然として個人消費や企業の設備投資の低迷状況から脱し切れないまま先行き不透明感が続いている状況です。しかしながら、介護業界については高齢者の増加に伴い、介護サービスの必要性は年々高まり、平成 21 年 10 月には「介護職員処遇改善交付金」及び「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金」の交付も各都道府県で始まるなど、当業界にとっては追い風の状況が続いています。その一方で、業界全体のコンプライアンスの向上を目的に、平成 21 年 5 月 1 日に改正介護保険法が施行され、法令遵守責任者の選任や法令遵守規程の整備及び業務執行状況の監査

等の業務管理体制が義務付けられ、介護サービス事業者の不正再発防止と、介護事業運営の厳格化が強く求められています。

当社取締役会は、このような事業環境下において、適正な事業運営の継続と持続的な成長を実現することで企業価値を向上させ、株主を始めとするステークホルダーの期待と要請に答えていくためには、さらなる事業の効率化と財務体質及び業務管理体制の強化を図る必要があると考えております。このためには、競合他社の容易に追従できないような高品質な介護と、豊富で内容の充実したサービスメニューを介護現場において提供し、稼働率を向上させ、教育及び法令遵守体制を強化することによってサービスの質の向上とコンプライアンスの徹底を図っていくことが重要と考えております。また、介護施設の新しい運営スタイルとして、保育園併設型施設の開設準備を現在進めている段階であり、今後、より地域との連携を図り、地域に根ざした介護施設を目指し展開を進めてまいります。さらに、当社グループの全国の介護施設「ケアセンターそよ風」を地域の介護情報発信基地として位置付け、オープン参加型の介護教室や介護相談会を各施設で実施してまいります。当社取締役会は、このような取り組みを推進していくことが当社の施設ブランドである「そよ風」のブランドイメージを高め、長期的に確固とした成長を実現し、如いては企業価値の維持・向上に資するものと確信しております。

2. 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、上記1. のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいりますが、このような取組みの方針に異を唱える当社に対する買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様が委ねられるべきで、そのような場合、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断を行えるようにすることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保に必要であると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、買収提案者が具体的買付行為を行う場合には、株主の皆様判断のために必要かつ十分な情報が当該買収提案者から事前に提供されるべきであると考えます。

上記を踏まえ、当社取締役会は、買収提案者が具体的買付行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示した大規模買付ルールの継続が必要と判断いたしました。本ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案者の提案を検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすること、加えて、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することとなる株式等の大量買付けを阻止することを目的としております。

なお、現在、当社が買収提案を受けている事実はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

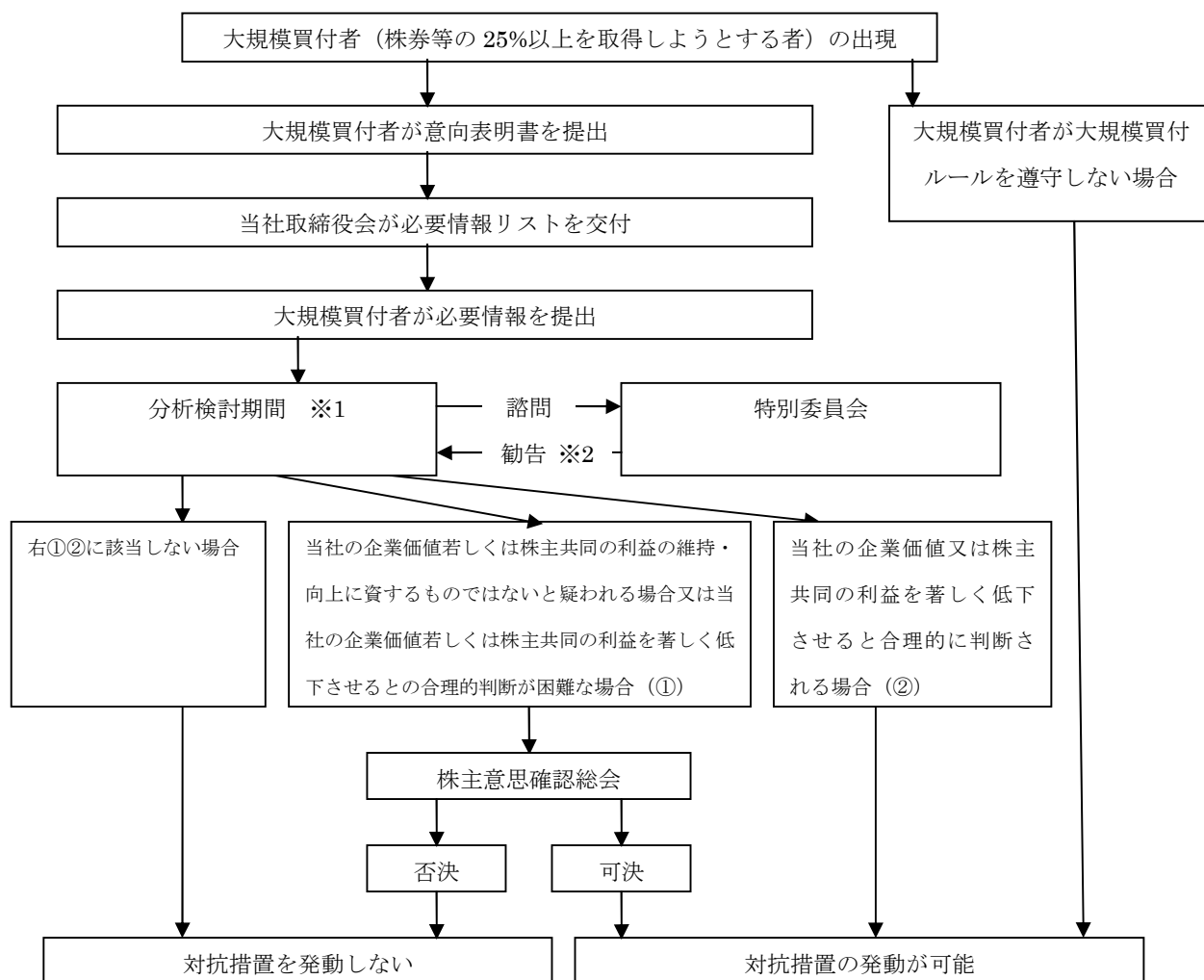
本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定いたしました大規模買付ルールの内容は別紙のとおりです。なお、大規模買付ルールの内容について変更はございませんが、「6. 大規模買付ルールの見直し等」について技術的な観点からの所要の修正及び「7. 附則」について金融商品取引法の施行により削除等をしております。修正前の大規模買付ルールの内容については、下記URLをご参照下さい。

http://www.medcajapan.co.jp/ir/pdf/07/070531_defense.pdf

以 上

【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、60 営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

別 紙

大規模買付ルール（買収防衛策）

株式会社メデカジャパン

2007年5月31日導入

2010年7月14日継続決定（取締役会）

1. 大規模買付ルールの導入とその目的—当社の企業価値又は株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、当社の企業価値又は株主の共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。

一方、現状では、何人でも、企業価値を低下させる買収であるか否かについて判断するための十分な開示を行わずに、会社経営に対して影響を持ち得る数の株式を取得することが可能であります。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を策定し、当社の企業価値又は株主の共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

(1)大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等（※1）を買い付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」といいますが）の議決権割合（※3）を25%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、又は、②当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為を行おうとする者（以下①及び②の買付行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。なお、当社が25%としておりますのは、原則として、上場企業の株式を取得することは自由であります。この程度の株式を取得した場合には、当社のこれまでの株主総会における議決権行使率の実績を勘案しますと、特別決議の成立を拒否することができることになるからであります。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

※2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は(2)当社の株券等（この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証

券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

- ※3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、※2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)を加算するものとし、)又は(2)大規模買付者グループが、※2(2)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(2)大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、大規模買付ルールに定められた手続を遵守する旨を約束した書面(以下、「意向表明書」といいます。)をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報(以下、これらを「必要情報」といいます。)の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、十分な必要情報が揃うまで追加的に、情報の提供を要求します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含みます。

- ① 大規模買付者グループの概要
- ② 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業

計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

(3)当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(4)株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（但し、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5)大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

(6)大規模買付ルールの特例

当社取締役会は、上記(3)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合は、以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点

で公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合）には、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か及び発動が適当であるとしても、最終的に株主意思を確認するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を株主の皆様が開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2(3)に定める検討分析期間に含まれます。

5. 株主の皆様・流通市場への影響

(1)大規模買付ルール導入時

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

(2)対抗措置発動後

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

6. 大規模買付ルールの見直し等

大規模買付ルールの導入については、第 32 回定時株主総会において、本ルールの導入をお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得ております。また、本ルールの継続は、平成 22 年 8 月開催予定の第 35 回定時株主総会以降 3 年ごとに、定時株主

総会において、株主の皆様のご信任を得ることとし、本ルールの内容を取締役会が変更した場合は、その決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。

なお、大規模買付ルールや対抗措置の内容については、株式会社ジャスダック証券取引所の適時開示システムのほか、当社事業報告等により継続的に開示する予定です。

以 上

〈添付資料〉

特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員 3 名以上 5 名以下により構成されます。

- ① 当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となつたことがない者
- ② 企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

2. 委員の略歴

(1) 中 村 信 男 (昭和 38 年 1 月 10 日生)

(略歴)

昭和 61 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
平成 3 年 3 月	早稲田大学大学院法学研究課博士課程満期退学
同 年 4 月	愛知学院大学法学部専任講師
平成 6 年 4 月	早稲田大学商学部専任講師
平成 8 年 4 月	早稲田大学商学部助教授
平成 13 年 4 月	早稲田大学商学部教授
平成 16 年 6 月	早稲田大学商学学術院教授（会社法）（現任）
平成 21 年 12 月	日本貿易振興機構（ジェトロ）契約監視委員会・委員長（現任）

(2) 石 毛 和 夫 (昭和 44 年 5 月 25 日生)

(略歴)

平成 5 年 3 月	東京大学経済学部経済学科卒
平成 7 年 3 月	東京大学経済学部経営学科卒
平成 11 年 4 月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 第二東京弁護士会民暴委員会委員
平成 15 年 4 月	第二東京弁護士会倒産法制検討委員会委員

平成 15 年 7 月 株式会社産業再生機構入社
平成 16 年 8 月 スカイネットアジア航空株式会社監査役
平成 16 年 11 月 株式会社 OCC 監査役
平成 17 年 3 月 宮崎交通株式会社監査役
平成 17 年 5 月 宮交ホールディングス株式会社監査役
平成 18 年 1 月 あさひ・狛法律事務所入所
平成 18 年 2 月 社団法人日本監査役協会会員（現任）
平成 19 年 4 月 法律特許事務所イオタパートナー（現任）

(3) 中 島 茂 男（昭和 49 年 9 月 14 日生）

（略歴）

平成 9 年 3 月 日本大学商学部卒
平成 9 年 10 月 太田昭和監査法人（現新日本監査法人）入所
平成 13 年 4 月 公認会計士登録
平成 15 年 8 月 株式会社産業再生機構入社
平成 18 年 10 月 株式会社スピアヘッド・アドバイザーズ代表取締役（現任）
平成 19 年 10 月 税理士登録
平成 21 年 10 月 税理士法人スピアヘッド・アドバイザーズ代表社員（現任）

〈ご参考〉

当社株主の状況（平成 22 年 5 月 31 日現在）

1. 会社が発行する株式の総数 100,000,000 株
2. 発行済株式の総数 74,047,928 株
3. 株主数 4,975 名
4. 大株主の状況（上位 10 名）

株主名	持株数（千株）	出資比率（%）
高橋 洋二	19,482	26.3
株式会社ユニマットライフ	10,983	14.8
日本証券金融株式会社	2,187	3.0
株式会社東和銀行	1,748	2.4
メデカジャパン従業員持株会	906	1.2
ミツワ電機株式会社	893	1.2
株式会社埼玉りそな銀行	851	1.2
松井証券株式会社	599	0.8
株式会社メディカルサポート	520	0.7
林 孝明	500	0.7

（注）出資比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

	株式数	株式数比率（%）
①金融機関	5,613,224	7.6
②一般個人	46,155,267	62.3
③その他法人	20,347,809	27.5
④外国人・外国法人	223,845	0.3
⑤自己株式	174,470	0.2
⑥証券会社	1,533,313	2.1

（注）株式数比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。